

消防予第 399 号

平成 17 年 12 月 22 日

都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・指定都市消防長 殿

消防庁予防課長



住宅用火災警報器等の奏功事例に係る情報提供の依頼について

平成 16 年の消防法改正に伴い、新築住宅においては平成 18 年 6 月 1 日から、既存住宅においては市町村条例で定める日の翌日から、全ての住宅に住宅用火災警報器等の設置及び維持が義務づけられます。

住宅用火災警報器等の設置促進を図る上で、住宅火災において住宅用火災警報器等が有効に機能し、早期発見及び早期避難等により被害を軽減できた事例は、有効な情報となります。

つきましては、住宅火災において住宅用火災警報器等が奏功した事例を、下記により情報提供いただきますようよろしくお願い致します。

なお、都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知いただきますようお願い致します。

記

1 情報提供の対象となる事例

住宅火災において次の機器が奏功し、早期発見、早期避難等により被害を軽減できた事例。

- (1) 住宅用火災警報器
- (2) 住宅用自動火災報知設備
- (3) (1)、(2)に類する警報器又は警報設備

2 情報提供方法

事例を把握後、速やかに別記様式により FAX 又はメールで消防庁予防課（住宅防火担当）及び管轄都道府県まで情報提供すること。

3 情報提供期間

平成 18 年 2 月 1 日から平成 20 年 6 月 1 日まで

4 その他

情報提供された事例については、住宅防火対策に関する広報資料等へ活用する予定である。

住宅用火災警報器等の奏功事例(情報提供)

都道府県名

消防本部名

発生日時	平成 年 月 日 時 分頃
覚知時間	平成 年 月 日 時 分覚知
出火場所	
出火建物概要	
焼損程度	
出火原因	
概要等 (発見・通報・初期消火及び避難の状況等)	
設置の経緯	例:「販売店で購入して設置した。」、「新築時設置した。」等
特記事項	

※ 住宅用火災警報器の奏功は、火災扱いにならなかった場合も本様式により報告してください。